

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	
根拠法令 及び条項		火薬類取締法第 17 条第 8 項	
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 再交付は、火薬類取締法第 17 条第 8 項の規定に適合するときに行うものとする。		
審査基準 設定年月日	平成 23 年 3 月 16 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（ 5 日 ） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和 6 年 3 月 21 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防本部 予防課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。